

議案第49号

さいたま市消防団条例の一部を改正する条例の制定について  
さいたま市消防団条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年2月1日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市消防団条例の一部を改正する条例

さいたま市消防団条例（平成13年さいたま市条例第282号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(服務規律)</p> <p>第10条 消防団員は、団長の招集によって出動し、<u>服務するものとする。ただし、招集を受けない場合であっても、<u>災害（水火災又は地震等の災害をいう。以下同じ。）</u>の発生を知ったときは、その状況に応じて出動し、<u>服務しなければならない。</u></u></p>	<p>(服務規律)</p> <p>第10条 消防団員は、団長の招集によって出動し、<u>服務するものとする。ただし、招集を受けない場合であっても、<u>火災その他災害</u>の発生を知ったときは、その状況に応じて出動し、<u>服務しなければならない。</u></u></p>
<p>(消防団員の報酬)</p> <p>第14条 消防団員には、<u>年額報酬及び出動報酬</u>を支給する。</p> <p>2 <u>年額報酬</u>は、年度ごとに別表に定める額を支給するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、それぞれの勤務した期間に応じて日割りにより計算した額を支給する。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 年度の中途において、<u>年額報酬</u>の額の異なる階級に異動した場合</p> <p>3 前項の規定により<u>年額報酬</u>の額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>4 <u>出動報酬</u>は、<u>消防団員が災害、警戒、訓練等の職務に従事した場合において、次の各号に掲げる職務の区分に応じ、当該各号に定める額を支給する。</u></p>	<p>(消防団員の報酬)</p> <p>第14条 消防団員には、<u>別表に定める報酬</u>を支給する。</p> <p>2 <u>報酬</u>は、年度ごとに支給するものとし、<u>前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、それぞれの勤務した期間に応じて日割りにより計算した額を支給する。</u></p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 年度の中途において、<u>報酬</u>の額の異なる階級に異動した場合</p> <p>3 前項の規定により<u>報酬</u>の額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。</p>

- (1) 災害の職務 1回につき 4,000円
- (2) 前号の職務以外の職務 1回につき 3,000円

5 前項第1号に掲げる職務の1回の従事時間が4時間を超える場合は、その超過時間4時間までごとに4,000円を同号に定める額に加算して支給する。

6 第4項第2号に掲げる職務の1回の従事時間が4時間を超える場合は、3,000円を同号に定める額に加算して支給する。

7 出勤報酬は、各年度の四半期ごとに支給する。

(消防団員の費用弁償)

第15条 消防団員が公務のために旅行したときは、さいたま市職員等の旅費に関する条例（平成13年さいたま市条例第45号）の規定により一般職の職員に支給される旅費に相当する額を費用弁償として支給する。

(消防団員の費用弁償)

第15条 消防団員に、費用弁償として、出勤手当及び旅費を支給する。

2 出勤手当は、消防団員が災害防御、警戒、訓練等の職務に従事した場合において、次の各号に掲げる職務の区分に応じ、当該各号に定める額を支給する。

- (1) 災害防御の職務 1回につき 3,000円
- (2) 前号の職務以外の職務 1回につき 2,500円

3 前項第1号に掲げる職務の1回の従事時間が6時間を超える場合は、3,000円を同号に定める額の出勤手当に加算して支給する。

4 出勤手当は、各年度の四半期ごとに支給する。

5 公務のため旅行する消防団員の旅費については、さいたま市職員等の旅費に関する条例（平成13年さいたま市条例第45号）を準用する。

別表（第14条関係）

区 分	年 額 報 酬 の 額
消防団長	82,500円
消防副団長	69,000円
消防分団長	50,500円
消防副分団長	45,500円
消防部長	37,000円
[略]	

別表（第14条関係）

区 分	報 酬 額 (年 額)
消防団長	119,000円
消防副団長	86,000円
消防分団長	65,000円
消防副分団長	52,000円
消防部長	39,000円
[略]	

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。